

令和07年度 第4回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月10日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所	向島警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 前回の意見・要望に対する推進結果報告
- 1 自転車交通違反の具体的説明及びヘルメット着用、広報方法について
 - 2 警察官採用の実態と展望及び業務デジタル化の推進状況について
 - 3 実際に警察官を名乗る不審者が訪問してきた際の対処法について

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
警察署の業務に関する説明・回答について
 - (1) 交通課長から協議会への説明内容
 - ア 自転車の交通反則制度開始の具体的説明
 - イ 自転車での青切符違反例、危険性・迷惑性が高い・危険な違反説明
(信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話使用等、遮断踏切立入り等)
 - ウ 署独自の「向島交通安全情報」チラシを配布広報
 - エ 「向島交通安全のつどい」の広報実施
 - オ 幼稚園・小・中・高等学校での安全教育の推進
 - (2) 署長から協議会への説明内容
 - ア 採用情勢の実態と警視庁の取組
 - (ア) 現在の採用情勢
 - (イ) 受験者を増やすための取組
 - (ウ) 採用条件について
 - イ 地域住民と警察の連携
 - ウ 事務デジタル化
 - (ア) 事務処理のペーパーレス化
 - (イ) 行政手続き(各種申請・届出)のオンライン化
 - (ウ) 刑事手続きのオンライン化
 - エ 実際に警察官を名乗る不審者が訪問してきた際の対処法について
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車の交通違反について
携帯電話をハンドル等に固定した場合は違反ではないのか。
【回答】携帯電話固定することは違反ではないが、見ながら運転すれば、脇見運転違反に該当する。
 - (2) 安全教育の推進について
学校への安全教育は、年何回行うのか。
【回答】管内のすべて学校に年1回以上、また要望があった企業等にも実施している。
 - (3) 行政手続きのオンライン化について
外国人が在留カード等を紛失した場合の証明手続きはデジタル化にはならないのか。
【回答】大使館等に提出する警察証明については、まだデジタル化にならない。

[その他の意見要望等]

ゴミ置場に捨てたゴミ(燃えないゴミ(カン・瓶・フライパン等))を特定業者でない人(ホームレス)が持って行くことは犯罪にならないのか。また、警察の対応はどこまでできるのか。

その他	

令和07年度 第3回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月16日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所 向島警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 自転車交通ルールの具体的・例示的説明について
- 2 警察署の業務に関する聴取

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 自転車に関する道路交通法の改正について
 - ア 交通反則通告制度開始
 - イ 自転車の正しい乗り方
 - ウ 向島署交通安全情報
 - (ア) 大型トラック自転車の交通死亡事故発生
 - (イ) 見えているようで見えてない。車の視角に気をつけて
 - (ウ) 車はあなたに気付いていないかも・・・
 - (2) 警察官人員減少と現場活動に与える影響について
 - ア 警察官の採用数・退職者数
 - イ 警察職員の人数と今後の減少
 - ウ 東京都の人口予測
 - エ 地域警察官の現状(警視庁全体)
 - オ 地域警察官の現状
 - (ア) 日勤交番の運用
 - (イ) 統合運用の拡大(運用前)
 - (ウ) 交番統合運用(運用前)
 - カ AIの導入による本部員の削減
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車の交通違反について、この違反をやったら青切符を切られるというような具体的な説明をしてほしい。
 - (2) 自転車のヘルメット着用はいつから努力義務になったのか。
 - (3) 自転車の交通違反に青切符が適用されることについてどのように広報をしていくのか教えてほしい。
 - (4) 警察官採用の条件や年齢制限について教えてほしい。また外国人の採用も行っているのか教えていただきたい。
 - (5) 地域住民と警察が連携してできる活動があればいいと思う。
 - (6) 警察の事務処理のデジタル化がどうなっているか教えていただきたい。

[その他の意見要望等]

警察官かたりの詐欺事件についてニュースで耳にするが、実際に警察官を名乗る不審者が訪問してきた際の対処法を教えてほしい。

その他

令和07年度 第2回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月26日 午前10時30分～午後00時00分

開催場所	向島警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 第七方面区内警察署協議会代表者会議の内容について
 - (1) 特定小型原動機付自転車、ペダル付電動バイクとは
 - (2) 自転車利用者のマナー及びヘルメット着用率を向上させるために
- 2 交通課長による交通安全講話について
 - (1) DVD(ヘルメットに救われた命)視聴
 - (2) 向島署管内の交通事故発生状況
 - (3) 交通事故を減らすために
 - ア 運転者として
 - イ 歩行者として
 - ウ 安全運転管理者として
 - (4) 悲惨な交通事故
 - ア 軽井沢スキーバス転落事故
 - イ 美女木ジャンクション追突事故

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 自転車に関する道路交通法の改正について
 - ア 携帯電話等使用等
 - (ア) 保持
 - (イ) 交通の危険
 - イ 酒気帯び運転等の禁止
 - (ア) 車両等提供罪
 - (イ) 酒類提供罪
 - (ウ) 要求・依頼同乗罪
 - (2) 向島署の取締状況について
 - (3) ひたたくり防止カバーの活用について
- 2 協議会からの意見要望等
 - (1) 交通課長による交通安全講話が素晴らしかった。今回は事業者向けの内容であったが、是非、他のイベントでもお話ししていただき、交通安全について考える機会を作ってほしい。
 - (2) 第七方面区内警察署協議会代表者会議の内容を聞いて、私たちも自転車利用者のマナー向上について貢献したいと考えているが、そのためには私たち自身がマナーやルールを理解しなければならない。交差点ではどの信号機や標識に従うべきか、横断や右左折の方法、歩道を走行できる場合、親子で走行する時はどちらが前を走行すれば良いかなど、自転車の基本的なルールについて教えてほしい。
 - (3) 白鬚橋付近の交差点は複雑で危ないので、走行経路ごとに正しい横断右左折方法を説明してほしい。
 - (4) これだけ自転車事故が多い中でルールやマナー違反をした自転車側の責任は問われないのか。事例を踏まえて教えてほしい。

[その他の意見要望等]

警察官のなり手不足がニュース等で取り上げられているが、警察官が少なくなることは住民にとっても不安であるため、今後の展望について教えてほしい。

その他

令和07年度 第1回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月06日 午前10時00分～午後00時30分

開催場所 向島警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 7名

内容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 向島署管内の交通事故発生状況について【交通課】
 - (1) 令和6年中の発生件数、死傷者数等
前年と比べて重傷者が増加
 - (2) 内訳
 - ア 対象別：自転車利用者が増加
 - イ 年齢別：65歳～74歳の増加率が顕著
 - ウ 時間帯別：昼間帯の発生が多く、特に通勤通学時間に多発する傾向

- 2 災害対策について【警備課】
 - (1) 今後起こりうる震災
 - ア 首都直下地震
(ア) 東京湾北部地震、多摩直下地震、立川断層地震等、30年以内にM7クラスの地震が70%程度の確率で発生すると予想
(イ) 予想される被害
人的被害：約9,700人
全壊焼失家屋：約30万4,300棟
 - イ 南海トラフ地震（東京地方は震度5弱程度と想定）
(ア) 静岡県から宮崎県にかけて震度7程度の地震が発生する可能性があるほか、周辺の広い地域で震度6強から6弱の強い地震が発生し、太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されている。
(イ) 予想される被害
人的被害：約1,500人、全壊焼失家屋：約2,400棟
 - (2) 水害対策
 - ア 警備要員
 - イ 荒川決壊のおそれがある場合の対応について
 - ウ 協定関係（本署代替施設、飲食料）
 - エ 水害資機材の紹介
 - オ 訓練の実施
(ア) 荒川での水難訓練（ヘリ、水難救助隊、水上艇合同）
(イ) 曳舟病院との合同水難訓練
(ウ) 方面区内警察署合同水難訓練
(エ) 町会、幼稚園、特別支援学校での避難訓練
 - カ 墨田区との協働
(ア) 避難所開設、避難者数等の被害情報の共有
(イ) 要配慮者施設に対して個別に水害対策の助言及び協力体制の確認を実施

- 3 地域活動について【地域課】
 - (1) 施設
交番：10箇所、駐在所：1箇所、地域安全センター：1箇所
 - (2) 活動状況
 - ア 110番通報の対応状況
 - イ 職務質問
 - ウ 交通違反指導取締り
 - エ 巡回連絡
 - オ 保護活動

- 4 捜査活動について【刑事組織犯罪対策課】
 - (1) 現況（5月末時点）
 - ア 事件検挙件数：約52件

- イ 逮捕者数：38名、任意捜査：14件、送致件数：60件
- (2) 主な取扱い内容
 - ア 強行犯
 - (ア) 保育園児を対象としたわいせつ事案で保育士を逮捕
 - (イ) いわゆる美人局行為による恐喝事件
 - イ 特殊詐欺
 - (ア) 区役所職員や警察官、銀行員をかたり、キャッシュカードをだまし取る手口
 - (イ) 管内に居住する高齢男性に対し、親族になりすましたオレオレ詐欺
 - ウ 窃盗
 - (ア) 飲食店を対象に合鍵を使用して店内に侵入し、現金在中の手提げ金庫を窃取した侵入窃盗事件
 - (イ) 転売を目的に化粧品類を多量に万引きし、フリーマーケットサイトを利用して売却していた窃盗事件
 - エ 薬物事犯
 - 三大老舗料亭の社長を覚醒剤取締法違反で逮捕
 - オ 不良外国人等の検挙
 - 出入国管理法違反等の違法行為で複数の不法滞在の外国人を検挙

5 生活安全課の取組について【生活安全課】

- (1) 特殊詐欺防止対策
 - ア 自動通話録音機設置促進
 - イ 国際電話不使用手続き
 - ウ 無人ATM対策
 - エ コンビニ対策
 - オ 高齢者宅個別訪問
 - カ 幹部による金融機関巡回
- (2) 少年補導対策
 - ア 警察官による補導活動
 - イ 少年ボランティアによる定期的な補導活動
- (3) 生活安全相談
 - ア 犯罪等の被害防止や家庭、職場、近隣関係等についての相談
 - イ 人身安全関連事案についての相談
- (4) 事件捜査
 - ア 少年係：窃盗（万引き、自転車盗等）、暴行・傷害、薬物事犯等
 - イ 保安係：痴漢、盗撮、公然わいせつ、銃刀法違反、不正アクセス等

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 分析に基づく交通対策の取組について【交通課】
 - ア 昼間帯における指導取締り
 - 自転車利用者に対する声掛け・検問及び生活道路における一時不停止等の取締りを強化
 - イ 飲酒運転をはじめとする重大違反取締りの強化
 - 薄暮、深夜、明け方における時間帯を工夫した検問等を実施
 - ウ 路上寝込み者の保護活動
 - 夜間帯における路上寝込み者に対する保護活動による重大事故の発生抑止
 - エ 本年3月24日、曳舟文化センターにおいて、「向島交通安全のつどい」を開催、交通安全意識向上の啓発活動を実施
 - (2) 災害対策の課題について【警備課】
 - ア 署員の災害警備（危機管理）に対する意識及び災害対処能力の向上
 - イ 事前対策の効果的推進
 - (ア) 関係機関との連携による危険箇所の改善、被害情報の早期共有
 - (イ) 要配慮者施設、独居宅に対する通報体制、避難誘導対策（区との連携強化）
 - (ウ) 各種装備資機材の点検整備と町会等との合同訓練の推進
 - ウ 関係機関、自主防災組織等との連携強化と合同訓練による災害対応力の向上
 - (3) 地域活動における取組について【地域課】
 - ア パトロールメモの活用
 - イ 警察相談ダイヤル#9110の普及
 - (4) 6月に実施される東京都議選への取組について【刑事組織犯罪対策課】
 - 厳正で公正な選挙が行われることを目的に選挙違反取締本部を設置し、妨害行為をはじめとする不法行為の捜査に鋭意取り組んでいる。

その他

令和06年度 第4回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月06日 午前10時30分～午前11時45分

開催場所 向島警察署 署長室
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 2名

内容

会議に先立ち、生活安全課課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 民泊の現況
 - (1) 民泊数の推移（墨田区内）
 - ア コロナ期に減少したが、令和4年以降訪日外国人の増加とともに急増
 - イ 令和6年末時点で2,128棟（令和3年末の約2.6倍）
 - ウ 23区内で2番目に民泊施設が多い（令和5年度の統計、1位は新宿区）
 - (2) 旅館業法及び住宅宿泊事業法（民泊新法）による規制
 - ア 旅館業法の民泊：保健所による許可、居室面積等の制限、営業日数の制限なし
 - イ 民泊新法の民泊：知事に届出、既存施設で営業可能、180日間のみ営業可能
 - (3) 急増した要因
 - ア 民泊新法の民泊は基準を満たしていれば既存の施設を利用することができる。
 - イ 墨田区は物件費用が安く参入障壁が低い。
 - ウ 成田空港や羽田空港からのアクセスがよく、旅行の拠点として最適
 - エ 浅草寺、スカイツリー等の東京を代表する観光名所に近い。
- 2 民泊関連の苦情受理状況
 - (1) 苦情受理件数（令和6年）
 - ア 向島署：64件
 - イ 墨田区役所：107件（本所署管内の苦情を含む）
 - (2) 苦情内容
 - ア 人声騒音（夜間帯の騒音、酔っ払い）
 - イ 交通上のトラブル（違法駐車、無断駐車）
 - ウ ゴミ出しに関するもの（指定日以外のゴミ出し）
 - エ 民泊営業に伴う相談

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 向島署における対応
 - ア 向島署、本所署及び墨田区保健衛生課による検討会議の実施
 - イ 苦情内容の情報提供
 - ウ 民泊利用者に対する指導
 - (2) 行政の指導に従わない事業者に対する行政指導の実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 旅館業法と民泊新法という異なる規制があることをはじめて知った。
 - (2) 民泊事業者が規制どおりに営業しているかどうか一般人には分からない。
 - (3) 地域住民と民泊が共存するため警察と行政で情報を共有して安全安心な街づくりに努めてほしい。

[その他の意見要望等]

新委員にも災害時に使用する資器材のレクチャーを実施してほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月06日 午前10時30分～午前11時30分

開催場所 向島警察署 講堂
出席者 協議会委員 7名
署長ほか 6名

内 容

会議に先立ち、交通課長、警備課長、地域課長、刑事組織犯罪対策課長、生活安全課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 交通事故防止対策
 - (1) 管内の交通事故発生状況
 - ア 事故の発生傾向
自転車や高齢者の事故関与率が高い。
 - イ 死亡事故の発生
(ア) 二輪車の単独事故(5月18日)
(イ) 歩行者とトラックの事故(6月18日)
 - (2) 自転車の交通安全対策
 - ア ヘルメット着用の推進
(ア) 自転車の事故関与事故
全国：約23%、都内：約46%
(イ) 自転車の死亡事故
頭部損傷を主因とする死亡者が6割
(ウ) 着用の有無による致死率の相違
着用していない場合の致死率は、着用時の約2.7倍
 - イ 道路交通法の改正(令和6年11月1日施行)
(ア) 自転車の飲酒に係る罰則の新設
酒気帯び運転罪、酒類提供罪、同乗罪
(イ) 自転車運転中の携帯電話等使用禁止
- 2 犯罪の発生状況等
 - (1) 管内の特殊詐欺被害(令和6年12月6日現在)
発生21件、被害額3,530万円
 - (2) 匿名流動型犯罪グループについて
 - ア 匿名・流動型犯罪グループ(通称「トクリュウ」)
SNS等を利用して犯罪の実行犯を募集し、特殊詐欺や強盗等の様々な犯罪を
広域的に行う集団
 - イ 闇バイトのキーワード
「高額収入」、「即日払い」、「学生可能」は犯罪の入り口
 - (3) 外国人による犯罪
 - ア 不法就労の類型
(ア) 不法滞在者や被退去強制者による就労
(イ) 出入国在留管理庁の許可のない就労や許可された範囲を超えた就労
 - イ 外国人の適正な雇用
 - ウ クレジットカードの不正利用

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
年未年始における警察活動の強化
- (1) 自転車取締りの強化
信号無視、一時不停止、ながらスマホ、飲酒運転等の違反
- (2) 初詣警戒の万全
 - ア 神社仏閣12か所と向島百花園
 - イ 地域課員による巡回、立ち寄り警戒
 - ウ 責任者に対する自主警備徹底の依頼
 - エ 自主警備員等と協力し、大晦日、三が日の午前0時前後に重点警戒
- (3) 地域警察活動
 - ア 地域警察官の検挙活動
 - イ 巡回連絡及びパトロールメモの活用
- (4) 犯罪抑止対策

- ア 闇バイト対策
 - (ア) 凶悪事件(強盗等)の関連情報収集及び検挙
 - (イ) 中学・高校に対する巡回教養の継続実施
- イ すり、仮睡者ねらい対策
 - 盛り場、初詣の神社仏閣等での抑止と検挙
- ウ 反社会勢力に対する警戒強化
 - (ア) 資金源の断絶
 - 正月飾り購入時のみかじめ料徴収行為の取締り
 - (イ) 違法露天商の排除、取締り
 - 神社仏閣における的屋(てきや)等
 - (ウ) 中止命令の強化
- エ 特殊詐欺対策の推進
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - 年未年始における警察活動の強化について
 - (1) 年未年始の警戒活動について丁寧な説明を受け、地域住民として、とても心強く感じた。
 - (2) 管内の犯罪発生を食い止めるために日々奮闘する署員の努力には、本当に頭が下がり、感謝以外の何ものでもない。
 - (3) 現場で苦勞している署員の皆さんには、御自身だけでなく、陰で支える家族の健康にも留意されるよう伝えてほしい。

[その他の意見要望等]

海外から来日する人が利用する民泊のある地区では、ゴミ出し、騒音、迷惑行為等の様々な問題が発生している。
次回、管内における民泊問題の現状と対応について報告してほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月27日 午前10時30分～午前11時40分

開催場所 向島警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 1名

内容

[業務説明]

- 1 前回会議での意見等に対する取組・回答
 - (1) 大震災発生時における対策と取組
 - ア 警視庁の推進プラン
 - (ア) 地域防災力の向上
 - (イ) 災害対応力の高度化
 - (ウ) 情報力の強化
 - (エ) 業務継続性の確保
 - (オ) 関係機関等との連携強化
 - イ 東京都の被害想定
 - (ア) 人的被害 約1,500人
 - (イ) 全壊焼失家屋 約2,400棟
 - (2) 首都直下地震等を踏まえた向島署の取組
 - ア 体制
 - 当番責任者以下40名(本署当番員15名、地域課当番員25名)
 - イ 発災時の任務
 - 現場警備本部設置、在署員・施設の確認、被害情報収集、交通対策
 - ウ 救出救助部隊の編成
 - 在署員・寮員招集、指定警備要員及び警備要員の招集
 - (3) 水害対策等の備えと取組
 - ア 備蓄食料品(7日分)
 - 本署会計倉庫(2階)と寮(3・4階)に分散配備
 - イ ボート(9隻)
 - 鐘ヶ淵・白鬚各交番、寮及び災害対策車に分散配備
 - ウ 土のう(760帯)
 - 砂入り30帯、袋300袋、吸水性土のう430帯
 - エ 荒川における合同水難訓練
 - 災害対策課、機動隊、航空隊、東京湾岸署、曳舟病院、伸栄工業と実施
 - (4) 大震災発生時における交通規制
 - 環状七号線から都心方向への車両通行禁止
 - (交通規制課発行「大震災が起こったら」を委員に配付して説明)

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 向島署管内の特徴
 - ア 墨田区の北部を管轄し、南部(本所署管内)とは街の構造が大きく異なる。
 - イ 総世帯数66,573世帯、総人口126,067人
 - ウ 面積7.18km²、老朽化した家屋が密集し、建物倒壊・火災危険度が高い。
 - エ 四方を隅田川、荒川、旧中川、北十間川に囲まれ、ほぼ全域が海拔0m地帯
 - オ 地質も軟弱で液状化の危険性も高い。
 - (2) 管内での首都直下地震発生時の被害想定
 - ア 2,300棟以上の建物が倒壊
 - イ 全壊約2,300棟、焼失約2,400棟
 - (3) 管内での過去の甚大な水害等
 - ア 昭和24年8月(キティ台風)
 - 床上浸水1,268棟、床下浸水9,907棟
 - イ 昭和33年9月(台風22号)
 - 床上浸水7,356棟、床下浸水18,442棟
 - ウ 令和元年10月(台風19号)
 - 墨田区での被害なし

- (4) 署員の水害に対する危機管理意識及び災害対処能力の向上
 - ア 装備資機材の点検、習熟訓練
 - イ 関係機関との連携強化、協働態勢の確立
 - (ア) 被害情報の早期共有
 - (イ) 関係機関と連携した危険箇所の改善
 - (ウ) 自主防災組織等との合同訓練の積極的実施
 - (エ) 要配慮利用施設との通報体制の継続強化
 - (オ) 区等と連携した独居宅や避難行動困難者等の把握と対応
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 大震災発生時に備えた日頃の訓練状況を聞いて頼もしく感じたので、今後も訓練を重ねて有事に備えてほしい。
 - (2) 管内の現況説明は明瞭でよく理解できた。向島管内から災害等で不幸になる方を出不さないことを期待している。
 - (3) 署員の皆さんには「災害現場で決して怪我をしないように」と伝えてほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	会議前に警備係員による救出救助訓練を視察
-----	----------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 向島警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月14日 午前10時30分～午前11時50分

開催場所	向島警察署向島寮 集会室	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 1名
------	--------------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

- 1 前回会議での意見等に対する取組・回答
 - (1) デジボリスの運用等について
 - ア 登録された方に、犯罪防止に向けた取組の必要性を理解してもらい、自主的な防犯活動を促すことが目的
 - イ 被疑者の逃走や被害の連続発生等、住民の生命・身体に危害が加えられる危険性が高いものは可及的速やかに情報提供を行う
 - (2) 「モペット」の取締りについて
 - ア ペダル付原動機付自転車のことで、現状では、ほとんどのモペットが違法なものと思料される。
 - イ 違法か否かは、車両区分の免許証を保有しているか、定められた方法と場所・モーターの動力で走行しているか、が判断基準
 - (3) 一時停止標識の新設要望
 - ア 立花四丁目交差点
道路幅員(3.1メートル)を考慮すると、一時停止標識は設置できないため注意喚起標示(ドット線等)を道路管理者に要請
 - イ 東武亀戸線亀12号踏切
遮断時に停滞し危険であることから墨田区に注意喚起板の設置を要請
 - (4) 自転車の取締り
 - ア 自転車は法律上「車両」に該当し、自動車や二輪車と走行方法に大きな差異はない。
 - イ 16歳以上の違反者には反則切符を適用し、金融機関に反則金を納めることで処理される。
- 2 警視庁向島寮について
 - (1) 施設の概要
 - ア 鉄筋コンクリート地上7階建て
 - イ 来客用駐車場4台、自転車置場50台
 - ウ 居室全48室(定員48名)
 - (2) 寮当番室(受付)
 - ア 交替制で警戒を実施
 - イ 主な任務
 - (ア) 突発事案に備えた在寮員の把握
 - (イ) 事案への速やかな対応

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 当署の交通事故発生状況
 - ア 重大交通事故(死亡事故)の発生
 - (ア) 令和3年以降の約2年間、発生なし
 - (イ) 昨年(令和5年)1件
80代男性の自転車転倒
 - (ウ) 本年(令和6年)2件
10代男性の二輪車車線変更、50代男性の二輪車単独衝突
 - イ 発生を受けた重大交通事故防止対策
 - (ア) 可搬式速度取締り機(移動オービス)の活用
 - (イ) 拳銃一体の見せる警察官の配置
 - (ウ) パトカー走行の取組
 - ウ 管内交通人身事故の特徴
 - (ア) 自転車が関与する事故が、約60パーセント
 - (イ) 高齢者が関与する事故が、40パーセント超
 - エ 広報啓発活動

スーパーの店頭等で高齢者に対する反射材の貼付、自転車用ヘルメットの試着を実施

(2) 管内の取締り方針

ア 取締りの重点(令和6年下半期)

(ア) 警視庁本部方針に基づく悪質・危険な違反である横断歩行者違反取締り

(イ) 管内の特徴である自転車が関与する事故の抑止に向けた違反取締り
重点違反取締場所と交通違反多発地点(白鬚・木根川橋、小村井)

イ 駐車違反の取締り(令和7年)

(ア) 最重点路線

- ・ 令和6年の活動状況や110番通報等を総合的に判断し指定
- ・ 明治通り、水戸街道、曳舟川通り

(イ) 駐車監視員が行う放置車両確認事務

「駐車監視員活動ガイドライン」に基づき実施

ウ 安全な交通環境の整備

取締り方針に則って悪質・危険な違反者を道路交通の場から排除

2 警察署協議会からの意見要望等

(1) 交通死亡事故は非常に残念なことであるが、今後は向島警察署管内で絶対に発生させないという強い信念を持った交通安全対策を期待している。

(2) 交通ルール・マナーに対する広報啓発活動を活発に行ってほしい。

(3) 交通違反取締りを徹底した姿勢で取り組んでいけば交通死亡事故の絶無に繋がると思うので、署員の皆さんに伝えてほしい。

[その他の意見要望等]

災害対策について

- 1 大震災発生に向けた対策・取組の現況を知りたい。
- 2 首都直下型地震等を踏まえた警視庁、向島警察署の取組を知りたい。
- 3 大震災発生時における交通規制について知りたい。
- 4 水害に対する備えと取組を教えてください。

その他

会議前に警視庁向島寮を視察した。

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。